

令和3年度北本市資金不足比率審査意見書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、北本市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査等の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による監査）

第3 監査等の対象

市長から提出された令和3年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

第4 監査等の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として審査を実施した。

第5 監査等の実施内容

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、関係職員から説明を聴取して審査を実施した。

第6 監査等の実施日

令和4年8月3日（水）

第7 監査等の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足及び算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

（単位：％）

資金不足比率	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
北本市公共下水道事業会計	—	—	20.0

※1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」として記載

※2 事業の規模529,169千円

2 個別意見 意見意査審率出戻不金資市本北東半3時合

資金不足比率について

北本市公共下水道事業会計

令和3年度決算における実質的な資金不足比率は、資金不足が発生していないので、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(単位：%)

項目	令和3年度	令和2年度	資金不足比率
北本市公共下水道事業会計	0.0	-	

※1 資金不足比率が算定された場合は、1-1として記載
 ※2 事業の規模250、180千円